

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
(製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続) 13 - 9 製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続は、次による。 (1) 製造工場の承認の期間は、第1種承認工場及び第2種承認工場とも承認の日から6年を超えないものとする。なお、引き続き輸入(減免税)製造用原料品による製造を行う場合には、承認期間の更新手続を行わせるものとし、更新の期間についても6年を超えないものとする。 また、税関関係手数料令(昭和29年政令第164号)同令第8条第1項((製造工場の承認手数料))において準用する同令第3条第1項((保税工場の許可手数料))に規定する「承認の日」とは、承認期間の起算日をいい、承認の処分を行った日をいうものではないので、留意する。 (2) (省略)	(製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続) 13 - 9 製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続は、次による。 (1) 製造工場の承認の期間は、第1種承認工場及び第2種承認工場とも承認の日から6年を超えないものとする。なお、引き続き輸入(減免税)製造用原料品による製造を行う場合には、承認期間の更新手続を行わせるものとし、更新の期間についても6年を超えないものとする。 また、税関関係手数料令(昭和29年政令第164号)第8条((製造工場の承認手数料))に規定する「承認の日」とは、承認期間の起算日をいい、承認の処分を行った日をいうものではないので、留意する。 (2) (同左)
(第2種製造工場の承認手数料の徴収) 13 - 20 第2種承認工場の承認手数料の徴収については、次による。 (1)～(3) (省略) (4) 同令第8条第2項に規定する一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第1の行政職俸給表(一)に掲げる三級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがって、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。 (5) (省略)	(第2種製造工場の承認手数料の徴収) 13 - 20 第2種承認工場の承認手数料の徴収については、次による。 (1)～(3) (同左) (4) 同令第8条第2項に規定する一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第1の行政職俸給表(一)に掲げる四級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがって、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。 (5) (同左)
(用語の意義) 21～21の5-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(10) (省略) <u>(11) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第21条の2の2((輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め))の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求める</u> ことをいう。 (12) (省略) (13) (省略) (14) (省略) (15) (省略) <u>(16) 「特許庁長官意見照会」 法第21条の4第2項又は第9項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求める</u> ことをいう。	(用語の意義) 21～21の5-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(10) (同左) (新設) (11) (同左) (12) (同左) (13) (同左) (14) (同左) <u>(15) 「特許庁長官意見照会」 法第21条の4第2項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求める</u> ことをいう。

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
(17) (省略)	(16) (同左)
(18) (省略)	(17) (同左)
(19) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第21条の4の3((認定手続における専門委員への意見の求め))の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。	(新設)
(20) (省略)	(18) (同左)
(21) (省略)	(19) (同左)
(知的財産調査官等の事務)	(知的財産調査官等の事務)
21-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。	21-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。
(1) 知的財産調査官 (署所知的財産調査官 (署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。) にあっては、ハからチまで及びヌからワまでの事務に限る。)	(1) 知的財産調査官 (署所知的財産調査官 (署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。) にあっては、ハからヲまでの事務に限る。)
イ 輸入差止申立ての受理又は不受理に係る手続 (輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。)	イ 輸入差止申立ての受理又は不受理に係る手続
ロ～チ (省略)	ロ～チ (同左)
リ 認定手続における専門委員意見照会に係る手続	(新設)
ヌ (省略)	リ (同左)
ル (省略)	ヌ (同左)
ヲ (省略)	ル (同左)
ワ (省略)	ヲ (同左)
カ (省略)	ワ (同左)
(2) 総括知的財産調査官	(2) 総括知的財産調査官
総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからヌまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。	総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからリまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。
なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要があると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。	なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要があると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。
(3) 知的財産担当官	(3) 知的財産担当官
税関長は、監視部(沖縄地区税関にあっては本関監視担当)及び侵害品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからチまで及びヌからワまでの事務を処理させる。	税関長は、監視部(沖縄地区税関にあっては本関監視担当)及び侵害品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからヲまでの事務を処理させる。
(認定手続)	(認定手続)
21-8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。	21-8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ～ハ (省略)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等 (1)～(2) (省略) (ホ) <u>輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適當と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</u> (ハ) (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 裁判外紛争解決手続の活用 イ 認定手続の当事者である権利者及び輸入者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）を活用して紛争を解決することを希望する場合は、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえ認定を行うこととして差し支えない。この場合においては、「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」(T-1833) 3部（原本、権利者及び輸入者等交付用）提出させるものとする。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>（輸入差止申立ての取扱い）</p> <p>21の2-1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T-1870)（不正競争差止請求権者にあっては、「<u>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）</u>」(T-1873)）及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 添付書類等 (1) 添付が必要な資料等 知的財産の内容を証する書類 登録原簿の謄本及び公報（著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿</p>	<p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ～ハ (同左)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等 (1)～(2) (同左) (ホ) <u>輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合には、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</u> この場合において、総括知的財産調査官は、必要に応じ、弁護士、弁理士等の専門的な知見を有する者や技術的な判断が可能である機関を活用するものとする。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ホ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 裁判外紛争解決手続の活用 イ 認定手続の当事者である権利者及び輸入者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）を活用して紛争を解決することを希望する場合は、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえ認定を行うこととして差し支えない。この場合においては、「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」(T-1833) 3部（原本、権利者及び輸入者等交付用）提出させるものとする。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>（輸入差止申立ての取扱い）</p> <p>21の2-1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T-1870)（不正競争差止請求権者にあっては、「<u>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）</u>」(T-1875)）及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 添付書類等 (1) 添付が必要な資料等 知的財産の内容を証する書類 登録原簿の謄本及び公報（著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 21 条の 2 第 1 項に規定する書面（以下「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。以下同じ。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。）</p> <p>（注） 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税定率法第 21 条の 2 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成 18 年 2 月 15 日経済産業省令第 6 号。以下「意見書等に関する規則」という。）第 3 条）</p> <p>～（省略）</p> <p><u>申立不正競争差止請求権者が輸入差止申立ての際に税関長に提出する証拠が当該輸入差止申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること（平成 18 年 4 月 1 日以降に経済産業大臣に対し行われた意見を求める旨の申請に係る経済産業大臣申立時意見書に限る。）</u></p> <p>侵害の事実を疎明するための資料等</p> <p>輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</p> <p>A 特許又は実用新案権を侵害する物品については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 当該物品が権利の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等（弁護士又は弁理士をいう。以下この節において同じ。）が作成した鑑定書（日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関が作成した判定書その他の資料を含む。以下この節において同じ。）が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>（a）～（d）（省略）</p> <p>b （省略）</p> <p>B～F （省略）</p> <p>なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>（D）（省略）</p>	<p>の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 21 条の 2 第 1 項に規定する書面（以下「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。以下同じ。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。）</p> <p>（注） 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税定率法第 21 条の 2 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成 18 年 2 月 15 日経済産業省令第 6 号。以下「意見書等に関する規則」という。）第 3 条）</p> <p>～（同左）</p> <p>侵害の事実を疎明するための資料等</p> <p>輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</p> <p>A 特許又は実用新案権を侵害する物品については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 当該物品が権利の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等（弁護士又は弁理士をいう。以下この節において同じ。）が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>（a）～（d）（同左）</p> <p>b （同左）</p> <p>B～F （同左）</p> <p>なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>（D）（同左）</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>二 (省略)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 上記(1)のハ((口)を除く。)及び二の輸入差止申立書及び添付資料等が提出された場合は、輸入差止申立てを受け付け、受付税関及び他税関が当該受付日の翌日から起算して1月以内を目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し隨時その提出を求めることとし、次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(口)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提供されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(1) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。ただし、に掲げる事項については、受理の後、追加して資料等を提出させて差し支えない。</p> <p>自己の知的財産の内容(特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。)</p> <p>~ (省略)</p> <p>なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記21の3-1の(1)の口及び同項の(1)のハの(1)のによる取扱いが行われる旨を教示することとする。</p> <p>(口)及び(ハ) (省略)</p> <p>口 輸入差止申立ての審査において、当該輸入差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸入者の間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合その他輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>ハ及び二 (省略)</p> <p>(3) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会手続等</p> <p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>イ 総括知的財産調査官は、上記(2)口の規定により協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記口の事務を行ふものとする。</p> <p>口 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に</p>	<p>二 (同左)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(口)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提供されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあつたものとして取り扱う。</p> <p>(1) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。ただし、に掲げる事項については、受理の後、追加して資料等を提出させて差し支えない。</p> <p>自己の知的財産の内容</p> <p>~ (同左)</p> <p>なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記21の3-1の(1)の口及び同項の(1)のハの(1)のによる取扱いが行われる旨を教示することとする。</p> <p>(口)及び(ハ) (同左)</p> <p>口 輸入差止申立ての審査において、当該輸入差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸入者の間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合には、本関知的財産調査官は、申立人に通知のうえ、予想される輸入者から意見を聴取し、審査に反映させるものとする。</p> <p>ハ及び二 (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p><u>意見を聴く日時及び場所</u>(以下この項において「意見聴取の場」という。)を設定し、専門委員候補(財務省の税関ホームページに掲載されている者をいい、下記ハの(注3)により包括的に委嘱した者を含む。以下同じ。)の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立て(以下この項において「対象申立て」という。)に係る事案の申立て人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者を原則として3名選定するものとする。</p> <p>ハ 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)の口により公表することとなる事項等を記載した「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(T-1874)により当事者(対象申立てに係る事案の申立て人及び予想される輸入者のうち当該申立てとの間に争いがある輸入者その他意見を聴くことが適當と認められる輸入者をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記口により選定した者に意見を求めるについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(T-1875)を交付するものとする。</p> <p>(注1)当事者に意見を聴いた結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見(理由を含む。)を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聴くものとする。</p> <p>(注2)専門委員から意見を聴く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(注3)個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、2年の期間を区切り、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとす</p>	

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>る。</p> <p>二 <u>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」(T-1876)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。</u> <u>この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から予想される輸入者に開示できない資料についてはその旨注記することとする。</u></p> <p>ホ <u>総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。</u> <u>この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。</u></p> <p>ヘ <u>対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否かに係る専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(T-1877)(対象申立てを受け付けた税関の税関長宛てであり、対象申立てが特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。)を提出することによるものとする。</u> <u>この場合において、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見書の提出があった場合は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</u> <u>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</u></p> <p>ト <u>専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理した場合又は受理しなかった場合は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書」(T-1878)により、その旨を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</u></p> <p>チ <u>「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」の発出後であって専門委員の意見が提出される前に、当事者の和解その他の理由により、対象申立てが取り下げられたときは、当該専門委員を委嘱した税関長は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(T-1879)により、その旨を遅滞なく当該専門委員に通知するものとする。</u> <u>なお、当該対象申立ての取下げを知らない当事者には、取下げの事実を対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官が口頭により通知する。</u></p>	

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p><u>(4) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</u></p> <p>イ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸入差止申立てが効力を有する期間並びに認定手続が執られた場合において見本検査承認申請が見込まれる場合にはその旨を記載し、不受理とする場合には、その旨及び理由を記載する。)を添えて「輸入差止申立書」及び添付資料等を輸入差止申立てが行われている他税関の本関知的財産調査官に送付する。</p> <p>なお、輸入差止申立てが効力を有する期間は、<u>当該輸入差止申立ての審査に要する日数</u>を見込んで記載するものとする。</p> <p>ロ 「輸入差止申立書」及び添付資料等の送付を受けた税関は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(T-1880)又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(T-1890)を作成し、輸入差止申立てを受け付けた税関に送付する。</p> <p>なお、輸入差止申立てを不受理と使用とする場合には、事前に総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(注1)「輸入差止申立て・更新受理通知書」及び「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の番号は、受理税関の税関符号(統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。)を付した一連番号を記載する。</p> <p>(注2)「輸入差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸入差止申立てが効力を有する期日の初日とする。「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税関が審査結果内容を送付する際に他税関が事務処理に要する日数を見込んで決定する。</p> <p>ハ及びニ (省略)</p>	<p><u>(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</u></p> <p>イ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸入差止申立てが効力を有する期間並びに認定手続が執られた場合において見本検査承認申請が見込まれる場合にはその旨を記載し、不受理とする場合には、その旨及び理由を記載する。)を添えて「輸入差止申立書」及び添付資料等を輸入差止申立てが行われている他税関の本関知的財産調査官に送付する。</p> <p>なお、輸入差止申立てが効力を有する期間は、<u>他税関が事務処理に要する日数(通常10日程度)</u>を見込んで記載するものとする。</p> <p>ロ 「輸入差止申立書」及び添付資料等の送付を受けた税関は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(T-1880)又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(T-1890)を作成し、輸入差止申立てを受け付けた税関に送付する。</p> <p>なお、輸入差止申立てを不受理と使用とする場合には、事前に総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(注1)「輸入差止申立て・更新受理通知書」及び「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の番号は、受理税関の税関符号(統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。)を付した一連番号を記載する。</p> <p>(注2)「輸入差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸入差止申立てが効力を有する期日の初日とする。「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税関が審査結果内容を送付する際に他税関が事務処理に要する日数<u>(通常10日程度)</u>を見込んで決定する。</p> <p>ハ及びニ (同左)</p>
<p><u>(5) 輸入差止申立ての内容の公表</u></p> <p>受理した「輸入差止申立書」の内容は、つぎにより公表する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 公表方法</p> <p>輸入差止申立てを受け付けた税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容(特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。)及び侵害物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された内容のうち申立有効期間内の輸入差止申立てに係るものを輸入差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。</p>	<p><u>(4) 輸入差止申立ての内容の公表</u></p> <p>受理した「輸入差止申立書」の内容は、つぎにより公表する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 公表方法</p> <p>輸入差止申立てを受け付けた税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容及び侵害物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された内容のうち申立有効期間内の輸入差止申立てに係るものを輸入差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。</p>
<p><u>(6) 輸入差止申立ての更新</u></p> <p>イ (省略)</p>	<p><u>(5) 輸入差止申立ての更新</u></p> <p>イ (省略)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>□ 更新書が提出された場合は、上記(1)から<u>(5)</u>までに準じて取り扱う。 ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項(内容の変更を含む。)がない場合には、更新書(原本)のみを提出させることとし、添付資料等(経済産業大臣申立時意見書を除く。)の提出は省略させて差し支えない。</p> <p>(7) 輸入差止申立ての内容変更 輸入差止申立て(上記(6)の規定に基づく更新を含む。以下(9)までにおいて同じ。)を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸入差止申立てを受け付けた税関に、内容変更(追加情報を含む。)の申出があった場合には、変更内容を書面(任意の様式)により提出させるものとし、内容変更後の輸入差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。 この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。 なお、本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに「輸入差止申立書」受付税関に書面をもって提出するよう予め通知する。</p> <p>(8) (省略) (9) (省略)</p> <p>(輸入差止情報提供の取扱い) 21の2-2 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。 (1)及び(2) (省略) (3) 輸入差止情報提供の内容の公表 前記21の2-1(5)に準じて取り扱う。 (4) (省略) (5) 輸入差止情報提供の内容変更 前記21の2-1(7)に準じて取り扱う。</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等) 21の3-1 法第21条の3((申立てに係る供託等))の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。 (1) 供託命令 イ (省略)</p>	<p>□ 更新書が提出された場合は、上記(1)から<u>(4)</u>までに準じて取り扱う。 ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項(内容の変更を含む。)がない場合には、更新書(原本)のみを提出させることとし、添付資料等(経済産業大臣申立時意見書を除く。)の提出は省略させて差し支えない。</p> <p>(6) 輸入差止申立ての内容変更 輸入差止申立て(上記(5)の規定に基づく更新を含む。以下(9)までにおいて同じ。)を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸入差止申立てを受け付けた税関に、内容変更(追加情報を含む。)の申出があった場合には、変更内容を書面(任意の様式)により提出させるものとし、内容変更後の輸入差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。 この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。 なお、本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに「輸入差止申立書」受付税関に書面をもって提出するよう予め通知する。</p> <p>(7) (同左) (8) (同左)</p> <p>(輸入差止情報提供の取扱い) 21の2-2 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。 (1)及び(2) (省略) (3) 輸入差止情報提供の内容の公表 前記21の2-1(4)に準じて取り扱う。 (4) (省略) (5) 輸入差止情報提供の内容変更 前記21の2-1(6)に準じて取り扱う。</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等) 21の3-1 法第21条の3((申立てに係る供託等))の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。 (1) 供託命令 イ (同左)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>□ 供託の期限</p> <p>法第 21 条の 3 第 1 項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(T - 1940) の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「<u>供託命令書</u>」の日付けの日の翌日から起算して 3 日以内とし、<u>口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して 3 日以内とする。</u></p> <p>ハ (省略)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記 21 の 3 の 2 - 1((見本検査承認申請書等))及び 21 の 3 の 2 - 3((見本検査に係る供託等))から 21 の 3 の 2 - 5((見本の返還等))までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産担当官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、<u>申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて FAX 等による当該命令の内容の通知を行うように努めることとする。）</u>当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第 21 条の 3 第 11 項の通知を行うことに留意する。）<u>また、口頭による命令を行った場合は、口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」(T - 1945) 正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。</u></p> <p>(2) ~ (9) (省略)</p> <p>(特許庁長官意見照会請求の手続)</p> <p>21 の 4 - 1</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>□ 供託の期限</p> <p>法第 21 条の 3 第 1 項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(T - 1940) の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、3 日以内とする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記 21 の 3 の 2 - 1((見本検査承認申請書等))及び 21 の 3 の 2 - 3((見本検査に係る供託等))から 21 の 3 の 2 - 5((見本の返還等))までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産担当官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、<u>口頭により申立人に対して供託命令を行い（併せて FAX 等による当該命令の内容の通知を行うように努めることとする。）</u>当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第 21 条の 3 第 11 項の通知を行うことに留意する。）<u>この場合において、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」(T - 1945) 正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。</u></p> <p>(2) ~ (9) (同左)</p> <p>(特許庁長官意見照会請求の手続)</p> <p>21 の 4 - 1</p> <p>(1) (同左)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>(2) 令第61条の10に規定する「具体的な状態を明らかにする資料」については、特許庁長官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「特許権者等」という。)又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認められるサンプル等の提出を求ることとする。この場合において、前記21の3の2-5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求ることとする。なお、法第21条の4第9項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記21の3の2-5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求ることとし、それ以外においては関税法第105条第1項第3号の規定により見本を採取するものとする。</p>	<p>(2) 令第61条の10に規定する「具体的な状態を明らかにする資料」については、輸入差止申立ての際に提出された資料と重複するものであっても、特許庁長官へ提出するため必要なサンプル等特許庁長官意見照会に際し必要と認めるものは、提出を求ることとする。</p>
<p>(特許庁長官意見照会手続)</p> <p>21の4-2</p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(T-2070)に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第21条の4第9項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。</p> <p>イ 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあっては、輸入差止申立書及びその添付資料の写し(非公開としている部分を除く。)</p> <p>ロ 令第61条の3第1項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し</p> <p>ハ 前記21の4-1の(2)により提出等された資料</p> <p>ニ 下記(2)により特許権者等又は輸入者等から提出された意見に係る書面の写し</p> <p>ホ その他特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料</p> <p>(2) 特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」(T-2080)並びに上記(1)で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸入者等に送付し、5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</p>	<p>(特許庁長官意見照会手続)</p> <p>21の4-2</p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(T-2070)に次の資料を添付し、特許庁長官に提出して行うものとする。</p> <p>A 前記21の2-1の(1)のハの(1)の Aの a 又は Cの a の資料の写し(サンプル等は、前記21の4-1の(2)により申立特許権者等(法第21条の4第1項に規定する「申立特許権者等」をいう。以下同じ。)に追加提出させたもの)</p> <p>B 前記21の4-1の(2)による資料</p> <p>C 下記(2)により輸入者等及び申立特許権者等が述べた意見が記載された書類</p> <p>D 輸入差止申立書及びその添付資料等並びに令第61条の3第1項の規定により提出された証拠及び述べられた意見が記載された書面の写し(これらが書面でない場合その他写しをとることが適当でない場合には、前記21の4-1の(2)により申立特許権者等に追加提出させたもの)</p> <p>E その他参考になると思われる資料等</p> <p>(2) 特許庁長官意見照会の求め(以下この項において「請求」という。)があった場合には、上記(1)の書面及び添付資料について、5日以内の期限を定め、輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」(T-2080)により、当該資料の写しを添えて、意見を求ることとする。なお、上記(1)の書面及び21の4-1の(2)の資料以外に特許庁長官に提出する資料がある場合には、当該資料について、申立特許権者等に対し、「特許庁長官意</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>受理された輸入差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第21条の4第1項に規定する10日経過日(同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。)の末日である等、輸入者等が通関解放の求めができる日</u>に近接するために、上記(2)の期限として10日経過日までの日を定めることが困難な場合であって、当該請求をした特許権者等又は輸入者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸入者等に対して意見を求めるときは、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、<u>当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見の回答前に10日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。</u>なお、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ<u>当該請求をした特許権者等又は輸入者等に教示するものとする。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 特許庁長官意見照会を行った場合には、<u>特許権者等及び輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」(T-2090)により、その旨を通知する。</u>その際には必要に応じ、税関が具体的な態様を特定した資料及び特許権者等又は輸入者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。</p> <p>(7) 次の場合には、請求があっても、法第21条の4第2項の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 当該請求が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記(2)の「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」の<u>特許権者等及び輸入者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合</u> なお、法第21条の5第1項の規定による求めを行うことができることとなった後は、特許庁長官意見照会は行わないこととするので、留意する。</p> <p>(8) 上記(7)の場合には、速やかに、<u>当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」(T-2100)により、その旨を通知する。</u></p>	<p>見照会に係る意見徴求書により、意見を求めることがある。この場合において、輸入者等又は申立特許権者等に意見がある場合には、書面により行わせるものとする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 請求が行われた日が法第21条の4第1項に規定する10日経過日(同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。)の末日である等上記(2)の期限(輸入者等に対して意見を求める場合に限る。)として10日経過日までの日を定めることが困難な場合には、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、<u>輸入者等の意見の回答前に10日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、輸入者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。</u>なお、<u>申立特許権者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ申立特許権者等に教示するものとする。</u></p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 特許庁長官意見照会を行った場合には、<u>申立特許権者等及び輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」(T-2090)により、その旨を通知する。</u>その際には必要に応じ、税関が具体的な態様を特定した資料及び<u>申立特許権者等又は輸入者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。</u></p> <p>(7) 次の場合には、請求があっても、法第21条の4第2項の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 当該請求が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記(2)の「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」の<u>輸入者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合</u> なお、法第21条の5第1項の規定による求めを行うことができることとなった後は、特許庁長官意見照会は行わないこととするので、留意する。</p> <p>(8) 上記(7)の場合には、速やかに、<u>申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」(T-2100)により、その旨を通知する。</u></p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>(9) 特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(T-2110)により、その旨及び内容(認定の基礎とする部分に限る。)を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</p> <p>(10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、<u>法第21条の4第8項の規定</u>により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第21条第9項若しくは第21条の3第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(T-2120)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。</p>	<p>(9) 特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(T-2110)により、その旨及び内容(認定の基礎とする部分に限る。)を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</p> <p>(10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、特許庁長官の回答前に、該当認定を行った場合又は法第21条第9項若しくは第21条の3第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(T-2120)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。</p>
<p>(特許庁長官意見照会ができる期間の延長)</p> <p>21の4-3 法第21条の4第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日(受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等(受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。)が法第21条第4項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。)から起算して5日以内に、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)」(T-2122)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p>	<p>(特許庁長官意見照会ができる期間の延長)</p> <p>21の4-3 法第21条の4第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日から起算して5日以内に、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)」(T-2130)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p>
<p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p> <p>21の4の2-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(T-2123)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続におい</p>	<p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p> <p>21の4の2-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(T-2131)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続におい</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>て提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」(T-2124)により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」(T-2125)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第21条第9項若しくは第21条の3第10項(認定手続の取りやめ)の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(T-2126)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>(経済産業大臣意見照会手続等)</p> <p>21の4の2-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(T-2127)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時に提出した資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) 経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書」(T-2128)により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書」(T-2129)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該申立人及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答が</p>	<p>て提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」(T-2132)により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」(T-2133)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第21条第9項若しくは第21条の3第10項(認定手続の取りやめ)の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(T-2134)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>(経済産業大臣意見照会手続等)</p> <p>21の4の2-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(T-2136)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時に提出した資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) 経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書」(T-2137)により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書」(T-2138)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該申立人及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答が</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>ある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 21 条第 9 項若しくは第 21 条の 3 第 10 項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「<u>経済産業大臣意見照会回答不要通知書</u>」(T - 2130)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p><u>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</u></p> <p><u>21 の 4 の 3 認定手続における専門委員意見照会の手続等</u>は次による。</p> <p>(1) 総括知的財産調査官は、前記 21 - 8 の(1)の二の(ホ)の規定により、専門委員の意見を聞くことについて協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記(2)の事務を行うものとする。</p> <p>(2) 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聞く日時及び場所（以下この項において「意見聴取の場」という。）を設定し、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る認定手続（以下この項において「対象認定手続」という。）に係る事案の当事者と特別な利害関係を有しないものを原則として 3 名選定するものとする。</p> <p>(3) 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、「<u>認定手続における専門委員意見照会実施通知書</u>」(T - 2132)により当事者（対象認定手続に係る権利者及び輸入者等をいう。以下この項において同じ。）に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える（一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。）とともに、上記(2)により選定した者に意見を求めるについて、当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象認定手続を執っている税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「<u>委嘱状</u>」(T - 2133)を交付するものとする。</p> <p><u>(注 1)当事者に意見を聞いた結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見（理由を含む。）を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聞くものとする。</u></p> <p><u>(注 2)専門委員から意見を聞く日時との関係上、3 名の専門委員に委嘱できない場合には、2 名の専門委員に意見を求めるものとする。</u></p>	<p>ある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 21 条第 9 項若しくは第 21 条の 3 第 10 項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「<u>経済産業大臣意見照会回答不要通知書</u>」(T - 2139)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>(注3) 前記21の2-1の(3)の八の(注3)により包括的に委嘱した専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めないものとする。</p> <p>(4) 認定手続における専門委員意見照会は、「認定手続における専門委員意見照会書」(T-2134)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には対象認定手続において当事者が提出した証拠又は意見の写し及び対象認定手続が輸入差止申立てに係るものである場合は、当該輸入差止申立ての際に申立人が提出した資料(申立人が非公開としている資料を除く。)の写しを含むものとする。</p> <p>(5) 総括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。</p> <p>(6) 対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(T-2135) (対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。)を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p>(7) 専門委員を委嘱した税関長は、専門委員の意見を聴いた後対象認定手続に係る貨物について侵害の該否が認定された場合は、「認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書」(T-2136)により、その旨を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</p> <p>(8) 「認定手続における専門委員意見照会書」の発出後であって専門委員の意見が提出される前に、当事者の和解その他の理由により、侵害の該否の認定を行ったとき又は対象認定手続が取りやめられたときは、対象認定手続を執っていた税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(T-2137)により、その旨を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</p>	

新旧対照表

(関税定率法基本通達) 5/1 施行

新	旧
<p>(製造工場の承認申請書の添付書類)</p> <p>13-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3)「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、申請者が法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合にあっては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。</p>	<p>(製造工場の承認申請書の添付書類)</p> <p>13-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3)「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、申請者が法人の場合にあっては、最近の営業年度における営業報告書を、申請者が個人の場合にあっては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。</p>
<p><u>(法人の合併等の取扱い)</u></p> <p>13-22 製造工場の承認を受けている法人が合併又は分割（以下この項において「合併等」という。）することに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人又は合併等により設立される法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日（新法人の設立にあっては登記（成立）の日）に承認するものとする。</p> <p>この場合において、合併等の後に存続する法人又は合併等により設立される法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。</p> <p>また、合併等のほか、組織変更等会社の種類を変更する場合（例えば、合資会社から株式会社への変更等）においても同様に取り扱うものとする。</p>	<p><u>(承認を受けている法人が合併する場合の取扱い)</u></p> <p>13-22 製造工場の承認を受けている法人の合併に伴い、その承認が失効することとなる場合においては、その合併が成立する以前に、合併後存続する法人又は合併により設立される法人について、その合併を前提として事前に申請手続を行わせ、合併又は新法人の設立の登記の日に承認する。ただし、商法第408条第1項の規定に基づく合併契約書の合併期日と合併登記の日が異なる場合においては、当該合併期日をもって承認しても差し支えない。</p> <p>この場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の承認申請に係る関係書類は、それらの法人につきあらかじめ提出された書類により処理し、その登記後速やかにそれらの書類を正式に登記された法人に係るものに差し替えるものとする。</p> <p>なお、製造工場の承認を受けている者が製造工場の所在地に変更がない場合で、法人の設立、法人の組織変更（商法第113条、第162条及び有限会社法（昭和13年法律第74条）第64条、第67条の場合に限る。）及び営業の承継を行った場合においても同様とする。</p>
<p>(輸出貨物製造用原料品の製造工場の承認及び減税又は免税の手続)</p> <p>19-2 輸出貨物の製造用原料品についての製造工場の承認申請及び減税又は免税の手続については、前記13-1（製造工場の承認の要件）から13-6（承認の際に付する条件）13-8（承認内容の変更の手続）13-9（製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続）13-11（製造用原料品の輸入（減免税）手続）13-12（同種製造用原料品との混用使用）及び13-14から13-24まで（製造工場における製造終了届等の取扱い、製造用原料品の用途外使用、製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収、製造用原料品等の亡失又は滅却、製造用原料品に関する担保の解除、製造用原料品の譲渡、第2種製造工場の承認手数料の徴収、製造工場の延べ面積の算定、法人の合併等の取扱い、帳簿の備付け、製造工場の廃業）の規定に準じて取り扱うこととするほか、次による。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(輸出貨物製造用原料品の製造工場の承認及び減税又は免税の手続)</p> <p>19-2 輸出貨物の製造用原料品についての製造工場の承認申請及び減税又は免税の手続については、前記13-1（製造工場の承認の要件）から13-6（承認の際に付する条件）13-8（承認内容の変更の手続）13-9（製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続）13-11（製造用原料品の輸入（減免税）手続）13-12（同種製造用原料品との混用使用）及び13-14から13-24まで（製造工場における製造終了届等の取扱い、製造用原料品の用途外使用、製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収、製造用原料品等の亡失又は滅却、製造用原料品に関する担保の解除、製造用原料品の譲渡、第2種製造工場の承認手数料の徴収、製造工場の延べ面積の算定、承認を受けている法人が合併する場合の取扱い、帳簿の備付け、製造工場の廃業）の規定に準じて取り扱うこととするほか、次による。</p> <p>(1)～(4) 同左</p>